

質問及び回答

No.	質問	回答
1	受託後は各コンテンツに掲載する原稿は御支給いただけるのでしょうか。また、その原稿についてリライトや再編集は必要でしょうか。	原稿等は本市から提供することを想定しています。ただし、リライトや再編集について提案していただくことは可能であり、その場合は本市と協議することとします。
2	新たなコンテンツを提案した場合に、それに必要な原稿は受託業者側で作成が必要になるのでしょうか。	提案いただいたコンテンツの内容を精査し、本市との協議のうえで、原稿の作成者を決定することとします。
3	仕様書の11制約条件(2)本市のネットワークに外部から接続することはできないとありますが、Webサイトを公開する場合はどのようにするのでしょうか。	京都自治体情報セキュリティクラウドのデータセンター内に操作端末が準備されていますので、それを利用してサイトの構築・公開等を行います。
4	提出物について、「実施要領」の3P(2)に【「イ 企画提案書等」については8部】とあるのですが、「企画提案書等作成要領」P1, 2の(6)では、代表者印あり1部、印なし8部と書いてあります。下記の認識でよろしいでしょうか。 ア 参加表明書等 すべて代表者印あり・1部 イ 企画提案書等 (ア)企画提案書(様式4) 印なし8部・印あり1部 (イ)～(エ) 印なし8部 (オ)見積書及び経費内訳書 印あり1部	お見込みのとおりです。
5	選定基準について、「ウェブサイトを充実させる」とは具体的に求められている効果はございますか。 (例：SNSとの連動、アクセス数のアップ等)	ユーザーの利便性を高めてアクセス数のアップにつながるコンテンツ・機能等を想定しています。
6	選定基準について、「障害対応を迅速に行う」の迅速とはどの程度のスピード感を求められておりますか。	サービス停止を伴う障害が発生した際に、即時対応ができる体制を整えていることを、選定基準の評価Aに該当することとし、障害発生から対応までに7日程度要する体制である場合を、選定基準の評価C程度に該当することとします。
7	コーティングガイドラインはございますか。	本市がすでに提示している仕様書以外で、コーティングガイドライン等は設けていません。
8	受託企業がWEB構築(コーティング)及び保守業務を他社に再委託することは可能でしょうか。 その際、「プライバシーマーク等情報セキュリティに係る資格を有していること」は再委託会社のみが持っている場合でも参加可能でしょうか。	再委託は原則禁止であり、再委託をしようとするときは、事前に文書による本市の承諾が必要です。 また、「プライバシーマーク等情報セキュリティに係る資格を有していること」は、本プロポーザルの応募者が満たす必要があり、再委託の内容に応じて、再委託先の事業者等にも当該資格の保有を求める場合があります。